

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、認定基準を満たさなくなったため、次のとおり認定を取り消します。

平成28年9月12日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	取消日
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広 小路上る梶井町465	平成28年8月8日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)